

京都府電気自動車等普及促進計画の改定について

【改定の経過】

- ▶ 電気自動車等普及促進計画（以下「計画」という。）は、京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成 21 年京都府条例第 11 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により策定。
- ▶ 条例は、電気自動車等の早期の普及を目的として、平成 21 年 4 月に 5 年間の時限条例として施行。その後、平成 26 年に 3 年間、平成 29 年に 2 年間延長。この 4 月の改正条例の施行を受け、条例に基づく計画の改定が必要。

【主な論点】

- ▶ 現時点での計画の達成状況について評価をした上で、「目指すべき姿」、「目標達成に向けた施策展開」の内容についての検討が必要。
- ▶ 普及目標の数値をどうするか。

（現行計画の普及目標）

平成 28 年度末までに	電気自動車等	5,000 台	（実績：29 年 3 月	3,681 台）
	急速充電器	200 基	（実績：29 年 3 月	153 基）

【改定スケジュール(案)】

5 月 31 日	・次世代自動車普及推進協議会
6 月～7 月	・アンケート、個別ヒアリングの実施
7 月～8 月	・業界・庁内調整、中間案取りまとめ
8 月	・次世代自動車普及推進協議会
9 月定例会	・中間案報告
10～11 月	・パブコメ
11 月	・環境審議会地球環境部会
11 月	・次世代自動車普及推進協議会
12 月定例会	・議決